

宇部市立中学校の新たなスポーツ・文化活動体制整備協議会要綱

（目的と設置）

第1条 国が示す公立中学校等の部活動の段階的な地域移行の方向性を踏まえ、宇部市立中学校の生徒にとってふさわしいスポーツ・文化活動の体制を整備するため、宇部市立中学校の新たなスポーツ・文化活動体制整備協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、休日の部活動の段階的な地域移行に係る研究及び連絡調整等を図るため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域部活動（教職員の勤務を要しない日において地域の活動として行われる部活動をいう。）の仕組みづくり及び運営方法に関すること
- (2) 生徒及び教職員等への調査に関すること
- (3) モデル校等による地域部活動の試験的实施に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、休日の部活動の段階的な地域移行に関し必要な事項に関すること

（組織）

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 宇部市中学校長会を代表する者
- (2) 宇部市小学校長会を代表する者
- (3) 宇部市中学校体育連盟を代表する者
- (4) 宇部市中学校文化連盟を代表する者
- (5) 宇部市スポーツコミッションを代表する者
- (6) 宇部市文化創造財団を代表する者
- (7) 宇部市スポーツ協会を代表する者
- (8) 宇部文化連盟を代表する者
- (9) 宇部市内のスポーツ・文化団体を代表する者
- (10) 宇部市PTA連合会を代表する者
- (11) 宇部市教育委員会教育長及び宇部市教育委員会事務局の職員
- (12) 宇部市観光スポーツ文化部の職員
- (13) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(会員の任期)

第4条 会員の任期は、委嘱の日から1年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 会員が欠けた場合の補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会員及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、宇部市教育委員会教育長をもって充てる。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 任期途中の委員の欠員による後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 会長は、協議事項についてより専門的な研究等を行うため、必要に応じてワーキンググループを開くことができる。

2 ワーキンググループのメンバーは、会長が必要と認める者をもって充てる。

3 ワーキンググループの進行は、教育委員会又は観光スポーツ文化部が行う。

(報酬)

第8条 協議会の会員及びワーキンググループのメンバーの報酬は、無報酬とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、宇部市教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和４年１０月１１日から施行する。

(解散)

2 協議会は、目的を達したときに解散する。

(施行期日)

3 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。